

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年2月28日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第69号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第13条の4第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「2以上に」を「いずれにも」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「改廃若しくは」を「改廃又は」に、「廃職若しくは」を「廃職又は」に改め、「又はこれに準ずる理由」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)